

令和 2 年第 2 回臨時会 議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第 3 0 号	令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 3 1 号	令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における市長、副市長及び教育長の給与の減額に関する条例	原案可決
報告第 7 号	専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 2 号））	原案承認
報告第 8 号	専決処分について（鹿嶋市税条例の一部を改正する条例）	原案承認
報告第 9 号	専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 3 号））	原案承認
報告第 1 0 号	専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
報告第 1 1 号	専決処分について（鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例）	原案承認
第 4 号議案	鹿嶋市議会議員の費用弁償の特例に関する条例	原案可決
第 5 号議案	鹿嶋市議会議員の議員報酬の特例に関する条例	原案可決
意見書第 7 号	強力な地方自治体への生活支援・経済再建支援を求める意見書	原案可決

【議案説明】

議案第 3 0 号 令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 4 号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,516 万 7 千円を減額し、総額 302 億 7,531 万 8 千円となりました。

歳入としましては、社会資本整備総合交付金の減及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増による国庫支出金の増 5,398 万 2 千円、がん検診等個人負担金の減による諸収入の減 204 万 9 千円、都市計画債の減による市債の減 6,710 万円を見込みました。

歳出の主なものとしましては、宮中地区賑わい創出事業の減 1 億 2,430 万円、定額子育て世帯応援金などによる子育て世帯応援金事業 4,306 万 4 千円、市内事業者支援給付金などによる融資保証関係経費の増 7,300 万円などを計上しました。

2 地方債の補正について

市債は、都市再生整備計画事業について限度額を変更しました。

議案第 3 1 号 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における市長、副市長及び教育長の給与の減額に関する条例

この条例は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う本市の財政及び地域経済への影響を勘案し、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間、市長、副市長及び教育長の給与を減額するため、制定するものです。

報告第 7 号 専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 2 号））

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 69 億 1,849 万 5 千円を追加し、総額 302 億 6,898 万 5 千円とする補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いました。

歳入としましては、特別定額給付金事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金による国庫支出金の増 69 億 1,849 万 5 千円を見込みました。

歳出としましては、特別定額給付金給付事業 68 億 2,622 万 3 千円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 9,227 万 2 千円を計上しました。

報告第 8 号 専決処分について（鹿嶋市税条例の一部を改正する条例）

専決処分しました条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日から施行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、市税の徴収猶予に係る特例等を設けるため、条例の一部を改正したものです。

報告第 9 号 専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 3 号））

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,150 万円を追加し、総額 302 億 9,048 万 5 千円とする補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いました。

歳入としましては、財政調整基金繰入金による繰入金の増 2,150 万円を見込みました。

歳出としましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として融資保証関係経費の増 2,150 万円を計上しました。

報告第 10 号 専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

専決処分しました条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うため、条例の一部を改正したものです。

報告第 11 号 専決処分について（鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例）

専決処分しました条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第 1 号被保険者に係る介護保険料の減免等を行うため、条例の一部を改正したものです。

第 4 号議案 鹿嶋市議会議員の費用弁償の特例に関する条例

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活の不安や地域経済の低迷が続いていることから、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、費用弁償の日額については支給しないこととし、その削減した議会費を市の対策事業に充ててもらうことを目的とし、制定するものであります。

第 5 号議案 鹿嶋市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活や地域経済を支援する予算を確保する観点から、議員報酬を令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までの間、10 パーセント減額するため、制定するものであります。

意見書第7号 強力な地方自治体への生活支援・経済再建支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、4月30日、2020年度補正予算が成立した。しかしながら、本補正予算だけでは到底、国民の生活再建・経済再建に十分とは言えない状況である。

新規感染者の減少など収束に向かいつつあると言われているものの、長期にわたる自粛により地方の経済も市民の暮らしも限界を超えて疲弊している。緊急事態宣言が解除となっても、停滞した地域経済、雇用情勢は直ちに改善は見込めない。

第一次補正予算に計上された「持続化給付金」、「特別定額給付金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、大幅に積み増し、地域間の経済格差が生じないように、かつ柔軟な執行ができるようにすることが求められている。

よって、国会及び政府においては、早急に強力な第二次補正予算を編成することを求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。